

第36号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年3月5日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

人事院勧告等を参考に、一般職の職員の配偶者及び子等に係る扶養手当の月額を改定するとともに、給料月額の減額割合を改定するほか、消防長の署長との兼務を解除するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 満22歳(学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条第2項に規定する大学の医学を履修する課程, 歯学を履修する課程, 薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に在学している場合にあつては, 満24歳。以下この項及び第5項において同じ。)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)

第12条第2項中第5号を第6号とし, 同項第4号中「兄弟姉妹」を「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹」に改め, 同号を同項第5号とし, 同項第3号中「父母(」を「満60歳以上の父母(」に改め, 同号を同項第4号とし, 同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第12条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は, 前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とし, 同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第12条第5項中「該当する事実」を「掲げる事実」に改め, 同項第2号中「場合」の次に「(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が, 満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により, 扶養親族

としての要件を欠くに至つた場合を除く。)」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第6項中「になつた」を「となつた」に、「扶養親族がない」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべてが扶養親族たる」を「全てが扶養親族としての」に改め、同条第7項中「これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合、職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子であつた者が特定期間にある子でなくなつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合
- (4) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子であつた者が特定期間にある子でなくなつた場合

附則第32項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、次の各号」を「第1号に掲げる職員(再任用職員を除く。)の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の給料月額及び第2号から第6号まで」に改め、「除く。)」の次に「の平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

の間」を加え、同項第5号中「100分の97」を「100分の98」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「100分の95」を「100分の96」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「100分の97」を「100分の98」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「100分の95」を「100分の96」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「100分の97」を「100分の98」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であるもの（市長の事務部局並びに教育委員会、市議会、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務部局又はその所管に属する機関並びに消防本部及び消防署の主任の職務に属するものを除く。） 100分の99.5

別表第3の2給料表別級別標準職務表行政職給料表4級の項中「副署長」を「署長、副署長」に改め、同表行政職給料表5級の項中「及び消防署長」を削る。

（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特3級の職務の級の適用を受ける職員の給料月額の特例）

- 11 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、附則別表第1の2の適用を受ける職員（市長の事務部局並びに教育委員会、市議会、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務部局又はその所管に属する機関並びに消防本部及び消防署の主席主任の職務に属するものを除く。）の給料月額は、同表に規定する額に100分の99.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する特例)

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第12条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とし、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に掲げる場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に掲げる場合を除く。）」と、

同条第7項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（平成30年4月1日における号給の調整）

- 3 平成30年4月1日において33歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）第9条第1項の規定により昇給した職員（以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

人事院勧告等を参考に、一般職の職員の配偶者及び子等に係る扶養手当の月額を改定するとともに、給料月額の減額割合を改定するほか、消防長の署長との兼務を解除するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 扶養手当の月額の改定（第1条関係）

ア 配偶者に係る扶養手当の月額（現行は13,000円）を平成30年度は10,000円とし、平成31年度以後は6,500円とする。

（第12条及び改正附則第2項）

イ 子に係る扶養手当の月額（表の下段の（ ）内を除く。現行は6,500円）を平成30年度以後は10,000円とする。（第12条）

ウ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人に係る扶養手当の月額（表の下段の（ ）内。現行は11,000円）を、子については平成30年度以後は10,000円とし、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母及び重度心身障害者については、平成30年度は9,000円、平成31年度以後は6,500円とする。（第12条及び改正附則第2項）

（（ ）内は職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人に係る額、単位：円／人）

扶養親族		現 行	改正案	
			平成30年度	平成31年度以後
配偶者		13,000	10,000	6,500
子（※1）	満22歳（※2）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	6,500 (11,000)	10,000 (10,000)	
孫、兄弟姉妹		6,500 (11,000)	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)
父母、祖父母	満60歳以上の者			
重度心身障害者				

- ※1 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、5,000円を加算する。
- ※2 大学の医学を履修する課程等に在学している場合は、満24歳とする。

エ その他規定の整理

(2) 給料月額減額割合の改定（第1条及び第2条関係）

ア 行政職給料表の適用者のうち部長級、課長級、課長補佐級及び係長級の職員並びに教育職給料表（一）の適用者のうち部長級及び課長級の職員並びに教育職給料表（二）の適用者のうち課長級の職員の給料月額減額割合を次のとおり改定する。（附則第32項及び改正附則第11項）

	改正案		現行	
	減額割合	減額期間	減額割合	減額期間
部長級	4/100	平成30年4月1日～	5/100	平成28年4月1日～
課長級	2/100	平成32年3月31日	3/100	平成30年3月31日
課長補佐級	0.5/100	平成30年4月1日～		
係長級		平成31年3月31日		

イ アの給料月額減額措置は、地域手当、勤務1時間当たりの給与額、期末・勤勉手当基礎額及び退職手当の基本額の算出については適用しない。

（附則第32項及び改正附則第11項）

(3) 職務内容の変更（第1条関係）

消防署長の職務を次のとおり行政職給料表4級の職務（現行は5級の職務）とする。（別表第3の2）

給料表の種類	級	標準的な職務の内容	
		改正案	現行
行政職給料表	4級	消防本部の課長及び主幹並びに消防署の署長、副署長及び消防署の分署の長の職務	消防本部の課長及び主幹並びに消防署の副署長及び消防署の分署の長の職務
	5級	消防長の職務	消防長及び消防署長の職務

3 施行期日等

- (1) 平成30年4月1日

- (2) 平成30年4月1日において33歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日に昇給の抑制を受けた職員、その他同日において育児休業をし、復職後に昇給の調整を受けた職員等の平成30年4月1日における号給は、同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。ただし、規則で定める者を除く。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) <u>満22歳(学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条第2項に規定する大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に在学している場合にあっては、満24歳。以下この項及び第5項において同じ。)</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)</p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) <u>満60歳以上の父母(配偶者の父母を含む。)</u>及び祖父母</p> <p>(5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹</u></p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とし、同項第2号に掲げる扶養親族</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。ただし、規則で定める者を除く。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 子(配偶者の子を含む。)<u>及び孫</u></p> <p>(3) 父母(配偶者の父母を含む。)<u>及び祖父母</u></p> <p>(4) 兄弟姉妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については<u>13,000円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族(以下「扶養親族た</p>

改正案	現 行
<p>族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>10,000円</u>とする。</p>	<p>る子、<u>父母等</u>」という。）については1人につき<u>6,500円</u>（職員に配偶者が<u>ない場合</u>にあつては、そのうち1人については<u>11,000円</u>）とする。</p>
<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>5 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに<u>掲げる事実</u>が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（<u>扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。</u>）</p>	<p>5 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに<u>該当する事実</u>が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合</p>
<p>6 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、<u>職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合</u>においてその職員に同項第1号に掲げる事実が<u>生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月</u>（こ</p>	<p>(3) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>6 扶養手当の支給は、新たに職員になつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、<u>扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合</u>においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する</p>

改正案	現 行
<p>これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの<u>全て</u>が扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>7 扶養手当は、<u>次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合</u>においては、<u>その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、<u>第1号に掲げる事実が生じた場合</u>における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>	<p>月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの<u>すべて</u>が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>7 扶養手当は、<u>これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合、職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子であつた者が特定期間にある子でなくなつた場合</u>においては、<u>これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、<u>扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</u>における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親</p>

改正案	現 行
<p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u></p> <p>(4) <u>職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子であつた者が特定期間にある子でなくなつた場合</u></p> <p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>32 <u>第1号に掲げる職員(再任用職員を除く。)</u>の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の給料月額及び第2号から第6号までに掲げる職員(再任用職員を除く。)<u>の平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間の給料月額は、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、第13条、第19条、第22条</u></p>	<p><u>族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)</u>及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における<u>当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>32 <u>平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、次の各号に掲げる職員(再任用職員を除く。)</u>の給料月額は、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号)第3条の2から第6条の2まで及び第7条から</p>

改正案			現 行		
<p>及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号)第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和36年芦屋市条例第28号)第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であるもの(市長の事務部局並びに教育委員会、市議会、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務部局又はその所管に属する機関並びに消防本部及び消防署の主任の職務に属するものを除く。)</u> <u>100分の99.5</u></p> <p>(2) <u>別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が4級であるもの</u> <u>100分の98</u></p> <p>(3) <u>別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が5級であるもの</u> <u>100分の96</u></p> <p>(4) <u>別表第3(ア)教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が4級であるもの</u> <u>100分の98</u></p> <p>(5) <u>別表第3(ア)教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が5級であるもの</u> <u>100分の96</u></p> <p>(6) <u>別表第3(イ)教育職給料表(二)の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であるもの</u> <u>100分の98</u></p> <p>別表第3の2(第3条関係) 給料表別級別標準職務表</p>			<p>第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和36年芦屋市条例第28号)第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が4級であるもの</u> <u>100分の97</u></p> <p>(2) <u>別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が5級であるもの</u> <u>100分の95</u></p> <p>(3) <u>別表第3(ア)教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が4級であるもの</u> <u>100分の97</u></p> <p>(4) <u>別表第3(ア)教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が5級であるもの</u> <u>100分の95</u></p> <p>(5) <u>別表第3(イ)教育職給料表(二)の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であるもの</u> <u>100分の97</u></p> <p>別表第3の2(第3条関係) 給料表別級別標準職務表</p>		
給料表の種類	級	標準的な職務の内容	給料表の種類	級	標準的な職務の内容
行政職給料表	1級	(省略)	行政職給料表	1級	(省略)

改正案			現 行		
	～ 3級			～ 3級	
	4級	1～4 (省略) 5 消防本部の課長及び主幹並びに消防署の署長、副署長及び消防署の分署の長の職務		4級	1～4 (省略) 5 消防本部の課長及び主幹並びに消防署の副署長及び消防署の分署の長の職務
	5級	1～3 (省略) 4 消防長の職務 5 (省略)		5級	1～3 (省略) 4 消防長及び消防署長の職務 5 (省略)
教育職給料表 (一)・教育職 給料表 (二)		(省略)	教育職給料表 (一)・教育職 給料表 (二)		(省略)

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第12号）新旧対照表

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>附 則（平成25年3月25日条例第12号抄）</p> <p>1～10 （省略）</p> <p><u>（特3級の職務の級の適用を受ける職員の給料月額の特例）</u></p> <p>11 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、附則別表第1の2の適用を受ける職員（市長の事務部局並びに教育委員会、市議会、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務部局又はその所管に属する機関並びに消防本部及び消防署の主席主任の職務に属するものを除く。）の給料月額は、同表に規定する額に100分の99.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。</u></p>	<p>附 則（平成25年3月25日条例第12号抄）</p> <p>1～10 （省略）</p>